

### 相続人が米国の連邦所得税上の居住者である場合の手続、報告義務等

#### 【前提】

父（日本国籍・日本在住）が死亡しました。相続人である長男（日本国籍）は、仕事の関係で2年前から米国に住んでおり、日本の市区町村に住民登録はありません。父の財産は、すべて日本の国内財産であり、長男はそのうち1,500万円ほどを相続予定です。

#### 【Q】日本の相続税法における納税義務者と課税財産の範囲について教えてください。

#### 【A】

日本の相続税法では、被相続人が日本国籍かつ日本在住であれば、相続人の国籍や居住地に関係なく、相続人は日本の無制限納税義務者となり、相続により取得した国内財産・国外財産すべてに対して、日本の相続税が課税されます。

本問の場合、長男は、相続により取得した財産すべてに対して、日本の相続税が課税されます。

#### 【Q】米国の連邦遺産税における納税義務者と課税財産の範囲について教えてください。

#### 【A】

米国の連邦遺産税では、被相続人が米国市民又は米国居住者でなければ、被相続人は米国の制限納税義務者となり、被相続人の財産のうち、米国国内にある財産のみに対して、連邦遺産税が課税されます。

本問の場合、被相続人である父の財産は日本国内にしかないということですので、米国で連邦遺産税が課税される財産はありません。

#### 【Q】日本の相続税の申告をする上で相続人の住民票や印鑑証明が必要な場合、日本の市区町村に住民登録がない長男はどうすればよいですか？

#### 【A】

米国の日本大使館や領事館で、住民票に代わる書類として在留証明書の、印鑑証明に代わる書類として署名証明書の発行を受けることができます。

在留証明は、どこに住所を有しているかを証明するものです。また、署名証明は、領事の面前で行われた私文書上の署名が申請された本人のものであることを証明するものです。

#### 【Q】米国の居住者である長男にとって、相続後に米国で必要となる手続はありますか？

#### 【A】

上述のとおり、本問の場合には連邦遺産税は課税されません。しかし、米国の居住者である長男には次のような報告義務があります。怠った場合のペナルティもあるため、提出を忘れないよう、留意が必要です（出所：税理士法人タクトコンサルティング編『Q&A 国際相続の実務と国外転出時課税』Q125 日本法令）。

#### (1) IRSへ相続財産の報告

##### ① 報告 (Form 3520)

米国の居住者は、米国の非居住外国人から年間10万ドルを超える財産を相続や贈与により取得した場合には、原則として翌年4月15日までに、IRS（米国内国歳入庁）へ報告しなければなりません。

##### ② ペナルティ

無申告や期限後申告の場合には、1万ドル以下の罰金が科されることがあります。

#### (2) 米国財務省へ米国外金融資産の報告

##### ① 報告 (FinCEN Form 114)

米国の居住者は、米国外にある金融資産の年度内最高残高が1万ドルを超える場合には、翌年4月15日までに、米国財務省へその情報を報告しなければなりません。

##### ② ペナルティ

報告漏れが意図的でないと認められる場合には1万ドル以下の罰金が、意図的に隠ぺいしたと判断される場合には10万ドル又は総資産残高の50%の大きいほうの金額以下の罰金が科されることがあり、さらに刑事罰が適用されるケースもあります。

#### (3) IRSへ米国外金融資産の報告

##### ① 報告 (Form 8938)

米国の居住者は、米国外にある金融資産の合計残高が年度内に7.5万ドル超又は年末に5万ドル超（夫婦合算申告の場合はそれぞれ倍額）である場合には、翌年4月15日までに、IRSへその情報を報告しなければなりません。

##### ② ペナルティ

報告漏れがあった場合等には、6万ドル以下の罰金が科されることがあり、さらに刑事罰が適用されるケースもあります。

(宮田 房枝)